

マイナンバーカードの新規申請・マイナポイント申込み

商業施設で申請サポート実施中

▶問合せ 群馬県マイナンバーカード申請促進キャンペーン事務局
☎027-210-8101



商業施設で申込サポート

県内の商業施設に特設ブースを設置し、マイナンバーカード申請手続きを支援します。また、マイナポイントの申込も支援します。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方やマイナポイントの申込方法がわからない方は、是非この機会にご利用ください。

期間 6月17日(土)～8月28日(月)の土・日・月曜日 開設10時～17時

場所 群馬県内の各種商業施設

近隣の沼田市では、

7月 フレッセイ沼田恩田店

8月 ベイシア沼田モール店で実施します。

他の設置ブース
については、
県のホームページを
ご覧ください。

1 マイナンバーカード申請支援

持ち物

ご自宅に郵送された交付申請書をお持ちいただくと、スムーズに手続きができます。
(お持ちいただかなくても申請サポートは可能です。)

ポイント1

混雑時にはお時間をいただく場合がありますが、スムーズに進めば約10分程度で完了します。

ポイント2

申請用の写真を無料で撮影します。
必ず本人がお越しください。

ポイント3

申請書の作成を丁寧にサポートします。
申請書の書き方がわからなくても大丈夫です。

ポイント4

事前予約は不要です。

2 マイナポイント申込支援

持ち物

- ◆マイナンバーカード
- ◆4桁の暗証番号(カード発行時に設定した番号)

- ◆申込むキャッシュレス決済サービスのIDとセキュリティコード
- ◆本人名義の預貯金口座情報

マイナンバーカード申請後

交付通知書が届いた方へ

▶問合せ 住民課住民係 ☎25-3242

役場住民課でマイナンバーカードの受け取りをお願いします。お仕事や学校で日中受け取りができない方は、事前に電話予約をしていただくことにより、延長交付窓口(平日17:30～19:00)を利用できます。

夏休みを利用するなど
早めに受け取りましょう!

役場でもマイナンバーカードの申請サポートを行っています。
申請を希望される方は、本人確認書類をお持ちください。(写真撮影は無料です)

国民健康保険税の改正

▶ 問合せ 税務課住民税係 ☎ 25-3262



国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支えあう制度です。このたび、地方税法の一部改正により賦課限度額の引き上げと法定軽減措置の対象を拡大します。

賦課限度額が104万円へ

国民健康保険税に設定されている税額の上限を賦課限度額といいます。国民健康保険事業の円滑な運営を行うため、後期高齢者支援分の上限額が2万円引き上げとなり、一世帯あたりの賦課限度額が104万円となります。

賦課限度額の改正点

区分	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	102万円	104万円

軽減措置の拡大

同一世帯所属者の前年の所得の合計が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。5割軽減と2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げるにより軽減対象が拡大となります。

軽減該当者	令和4年度	令和5年度
	2割軽減 5割軽減 7割軽減	2割軽減 5割軽減 7割軽減

※イメージ図

軽減措置(改正前)

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計で判定
7割軽減	43万円 + {10万円 × (給与所得者の数 - 1)} ※1
5割軽減	43万円 + {10万円 × (給与所得者の数 - 1)} + (28万5千円 × 国保加入者の数) ※1 ※2
2割軽減	43万円 + {10万円 × (給与所得者の数 - 1)} + (52万円 × 国保加入者の数) ※1 ※2



軽減措置(改正後)

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計で判定
7割軽減	43万円 + {10万円 × (給与所得者の数 - 1)} ※1
5割軽減 (改正)	43万円 + {10万円 × (給与所得者の数 - 1)} + (29万円 × 国保加入者の数) ※1 ※2
2割軽減 (改正)	43万円 + {10万円 × (給与所得者の数 - 1)} + (53万5千円 × 国保加入者の数) ※1 ※2

※1 給与所得者とは、世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療保険制度へ移行された方)のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額110万円超の者の数。

※2 国保加入者とは、特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療保険制度へ移行された方)も含まれます。

※なお、法定軽減の申請は不要です。未申告の被保険者がいる世帯については、軽減の対象となりませんのでご注意ください。

8月1日からの新しい保険証を郵送します

▶ 問合せ 住民課保険係 ☎ 25-3242

国民健康保険(国保)に加入している方

国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)を世帯主宛に郵送します。新しい保険証は薄い緑色です。

◆対象 国民健康保険加入者

◆発送日 7月下旬

◆有効期間 8月1日～来年7月31日

※70歳で前期高齢者となる人は誕生月の末日(ただし、1日生まれの人は誕生月の前月末)、75歳で後期高齢者医療に切り替わる人は誕生日の前日が有効期限

◆保険証と高齢受給者証は一体です

70歳から74歳までの人は、保険証と高齢受給者証が一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に負担割合が記載されています。

限度額認定証の申請について

医療費が高額になる場合、医療機関で提示すると自己負担が一定の限度額までとなる認定証を発行しています。認定証は、申請した月の1日から有効です。

◆持ち物 申請する人の保険証

※交付済みの認定証有効期限は7月31日のため、引き続き利用したい人は申請が必要です。

※70歳以上の国民健康保険加入者で、所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」か「一般」に該当する人は、国民健康保険証(兼高齢受給者証)を提示するだけで限度額までの支払いとなります。

※国民健康保険税に未納がある世帯の国民健康保険加入者には、原則交付できません。

後期高齢者医療に加入している方

後期高齢者医療被保険者証を郵送します。新しい保険証は紫色です。

◆対象 75歳以上または認定による後期高齢者医療被保険者

◆発送日 7月下旬

◆有効期間 8月1日～来年7月31日

限度額認定証の申請について

限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が省略される人

引き続き利用したい人は住民課保険係で申請が必要です。次の人は、申請手続きを省略し、新しい認定証を保険証に同封します。

◆限度額適用認定証 昨年8月1日以降に交付を受け、現在も該当しており、本年度も引き続き所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人

◆限度額適用・標準負担額減額認定証 昨年8月1日以降に交付を受け、現在も該当しており、本年度も引き続き住民税非課税世帯に属する人

▼70歳未満の国保加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費 (1食当たり)
ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円※2】	460円
イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円※2】	
ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円※2】	
エ	57,600円【44,400円※2】	210円※3
オ	35,400円【24,600円※2】	

▼70歳から74歳までの国保加入者の自己負担限度額

所得区分 ※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費 (1食当たり)
	外来	外来+入院	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円※2】	57,600円 【44,400円※2】	460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円※2】		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円※2】		
一般	18,000円 (年間限度額:144,000円)	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問合せください。
 ※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額です。
 ※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額されます。

▼後期高齢者医療加入者の自己負担限度額

自己負担割合、所得区分			自己負担限度額(月額)	
			外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の住民税課税所得	690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%【多数回140,100円※】
	現役並み所得者Ⅱ		380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%【多数回93,000円※】
	現役並み所得者Ⅰ		145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%【多数回44,400円※】
2割	一般Ⅱ	①同一世帯に被保険者が1人の場合/住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合/住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	18,000円または(6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低い方を適用 【年間上限144,000円】	57,600円【多数回44,400円※】
			一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯
1割	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得(給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除した所得金額)がない	8,000円	15,000円

※過去12カ月の間に、外来+入院(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります。

住宅用火災警報器の設置を支援

▶ 問合せ・申請先 総務課防災安全係 ☎ 25-3451

村は、火災から生命・財産を守るための住宅用火災警報器を設置した高齢者の世帯や、障害者がいる世帯を支援します。対象となる世帯が住宅用火災警報器を購入した際は、申請により支援を受けられますのでご活用ください。



対象世帯 (次のいずれか)

- ① 70歳以上の方だけの世帯
 - ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた方がいる世帯
- ※ ①②いずれも住宅が持ち家である場合に限りです。

補助金額

1台あたりの住宅用火災警報器 **11,000円まで**
 1世帯3台まで **費用の上限 33,000円まで**

◆ 設置支援の流れ

- ① 対象世帯の方などが村高齢者等住宅用火災警報器設置支援事業申請書を役場に提出する。
- ② 役場が申請の内容を審査し、結果が通知される。
- ③ 支援が決定した場合は、住宅用火災警報器を設置し、完了したら役場に届け出る。

※ 村は設置に関すること以外での賠償責任を負いません。

国民健康保険制度を維持していくため

医療費の適正化にご協力ください

▶ 問合せ 住民課保険係 ☎ 25-3242

国民健康保険は、加入する皆さんが安心して医療を受けるための大切な制度です。しかし、医療費は年々増加し国保の財政を圧迫しています。医療費を抑えるために、加入者一人ひとりの協力が必要です。



医療費の増加を抑えるために

- ◆ 食生活や生活習慣の改善を心がけて、健康維持に努めたり、特定健康診査などを受けて生活習慣病の予防と早期発見により重症化を防止しましょう。
- ◆ 一つの病気で複数の病院を受診する重複受診や、多数回受診する頻回受診を控えましょう。このような受診は、無駄な医療費を増やすだけでなく、検査を複数回行うことで、体に負担をかけてしまうことがあります。また、薬や処置が重複することで、効果が過剰に出たり、逆に失われる可能性もあります。

◆ お薬手帳を医療機関や薬局に提示し、薬の飲みすぎや薬のもらいすぎに注意しましょう。

◆ ジェネリック医薬品をご存じですか。新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、国の認可を受けて発売されるジェネリック医薬品は、薬の研究開発費が抑えられ、**新薬に比べ薬価が安く、薬代の自己負担を軽減**するとともに、医療保険財源の適正化にもつながります。すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんがジェネリック医薬品を希望する場合は、**医師や薬剤師にご相談ください。**

住民税非課税世帯などに対する

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

▶ 問合せ 健康福祉課福祉係 ☎ 25-3285

村では物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対して必要な支援を行うため、給付金を支給します。



◆ 給付額

1世帯あたり3万円

◆ 支給対象世帯(①または②のいずれか)

① 住民税均等割非課税世帯【要返送】

令和5年6月1日時点で、昭和村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分住民税均等割が非課税の世帯。(世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は対象外)

● 対象と思われる世帯に、**村から確認書(青色封筒)が届きます。**(7月下旬から順次発送予定です)

※廻りによる転入や修正申告で対象となった世帯は、別途村への申出が必要な場合があります。

● 内容を確認、**必要事項を記入し役場に返送してください。**
口座欄が空欄か、印字された口座以外への振り込みなどは、本人確認書類と口座が確認できる書類を添付してください。

● 村から支給決定通知書を発送(確認書が役場に到着後1週間程度)し、給付金を口座に入金(さらに1週間程度)します。

② 住民税非課税相当となった世帯【要申請】

令和5年1月から12月までの間に予期せず家計が急変し、**住民税非課税相当となった世帯は、申請により給付を受けられる可能性があります。**

● 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場に申請してください。

・ 1世帯1回の給付となります。

・ 事業活動に季節性があり、繁忙期や農産物の出荷時期などにより、通常収入を得られない時期を対象月として申請した場合は対象外です。

・ 給与明細書、年金振込通知書、預金通帳の写し、令和5年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票などの写しの添付が必要となります。

不明点や詳細はお問合せください。

給付金の支給時期

支給決定通知書が届いてから
1週間程度が目安です。

支給対象となる世帯

①または②のいずれか(重複不可)

1

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯



役場から確認書が届きます

要返送

令和5年6月1日時点で、昭和村に住民登録がある方には、役場から確認書が届きます。

2

令和5年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」となった世帯



申請が必要です

申請期間

7月3日(月)～

令和6年1月31日(水)まで

申請書は村ホームページからダウンロードできます。



住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅や職場などに国や県、村の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、警察か警察相談専用電話(#9110)に連絡ください。

